

高知大学国際・地域連携センター土佐F B C人材創出事業
特任准教授、特任講師又は特任助教公募要項

- 1 所 属 高知大学国際・地域連携センター
- 2 概 要 高知大学国際・地域連携センターでは、本学の教育・研究の成果を活用し、高知県の食品産業の中核を担う専門人材及び高知県の食品産業の拡充に資する基礎人材の育成を目的とした「土佐フードビジネスクリエーター（F B C）人材創出事業」を実施しています。
この度、高度な知識・経験に基づき、本事業の実験技術及び課題研究の指導等を行っていただく、特任教員を以下のとおり公募することになりました。
- 3 職名及び人員 特任准教授、特任講師又は特任助教 1名
- 4 勤 務 形 態 常勤（任期あり）
- 5 担 当 業 務 (1) 受講生の所属する地域企業等を訪問して綿密な情報交換を行い、各企業の抱える課題と開発テーマをヒアリングして、「課題研究」のメニューを作成する。
(2) 「課題研究」メニューに対して、アプローチの仕方、実験計画の立案、実験結果の取り扱いについて助言する。
(3) 「実験技術」の一部を担当する。
(4) その他、土佐F B C人材創出事業の運営に関わる業務を担当する。
- 6 採用予定期日 及び契約期間 (1) 採用予定日 平成26年1月1日
(1月1日に着任することが困難な場合は、1月1日以降のできるだけ早い時期)
(2) 契約期間 採用日から平成27年3月31日までとする。
なお、平成27年3月31日までの契約期間となっていますが、本プロジェクト終了（平成30年3月31日）まで契約更新の可能性があります。ただし、更新する場合であっても、年度毎に更新し最長平成30年3月31日までであり、予算の状況や各人の能力・実績等により更新されない場合があります。
- 7 選 考 方 法 (1) 書類審査
(2) 面接審査
書類審査合格者に対して必要に応じて行います。その際の交通費、宿泊費は自己負担となります。
- 8 応 募 資 格 下記の要件をすべて満たす者。
(1) 修士以上の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む）を有する者、または取得見込み・予定である者、若しくは本事業の実験技術及び課題研究の指導等にあたり特に優れた知識、技術及び経験を有し、それに相当する教育能力があると認められる者
(2) 土佐F B C人材創出事業の教育プログラムに関して、生物や化学系の「実験技術」及び「課題研究」の指導が可能な者
(3) 農林水産物の成分分析や食品加工に関する技術指導を通じて高知県の産業振興に貢献できる者

(4) 着任後は勤務に支障のない地域に居住できる者

9 提出書類 (1) 履歴書 (土佐FBC所定の様式) 1通 (様式1)

応募者に関する所見をいただける方2名の氏名と連絡先
(電話番号、E-mailアドレス) も含め記載のこと。

(2) 研究業績書 (土佐FBC所定の様式) 1通 (様式2)

(3) 教育・研究に対する実績の概要、または応募資格に関連した知識、
技術及び経験等の概要 (1,200字以内) (様式3)

(4) 教育に対する今後の抱負 (1,200字以内) (様式4)

(5) 主要な著書・学術論文の別刷り1部 (コピー可)

*提出書類は、下記土佐FBC人材創出事業ホームページまたは本学ホームページからダウンロードして下さい。

土佐FBC人材創出事業ホームページ

<http://www.ckkc.kochi-u.ac.jp/~ckkc0001/tosafbc/>

高知大学ホームページ (教職員採用情報)

<http://www.kochi-u.ac.jp/outline/other/saiyou/>

10 提出期限 平成25年10月11日 (金) 17時15分必着 (期限厳守)

11 提出先 〒780-8073 高知県高知市朝倉本町2-17-47

高知大学国際・地域連携センター教員公募担当 宛

*書類提出に際しては、封筒の表に「土佐FBC人材創出事業特任教員応募書類在中」と朱書し、郵送の場合は、必ず「書留便」とすること。

*応募に関する個人情報、個人情報保護法並びに本学規定に基づき適切に取扱いますが、選考上必要な範囲において照会等を行う場合がありますので、了解の上応募願います。なお、提出書類の返却は行いませんので、予めご了承願います。

12 本件に関する問い合わせ先

高知大学国際・地域連携センター (伊藤、須藤)

TEL (088) 844-8555 (直通) E-mail: kt04@kochi-u.ac.jp

*お問い合わせは、基本的に電子メールでお願い致します。

13 給与等、社会保険

(1) 給与等

①給与：年額 (4,140千円) (※減額調整)

②諸手当：通勤手当、住居手当 (国立大学法人高知大学特任職員給与規則による)

③賞与、昇給、退職手当：無し

※平成26年3月31日までの間は、常勤特任職員に対する給与の支給に当たっては、減額調整を行います。

(2) 社会保険

厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険に加入